



10月3日からスタート

インターネットで行政手続き

「水道（下水道）開始届」「水道（下水道）中止届」「市立幼稚園入園願」「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届」「道路工事届」

なお、既に利用できる本市の公共施設予約に加え、県の公共施設もインターネットを通じて予約できるようになります。ご利用ください。

問い合わせは本市の電子申請については市情報政策課 890-5883、県の公共施設予約などについては県情報政策課 226-2332へ。

十月三日 から行政手続きの電子申請サービスがスタート。自宅や職場から都合の良い時間に、県と県内市町村の申請や届け出などがインターネットでできるようになり、ますます便利になります。アドレスは <http://www.e-gunma.jp/>です。

また、本市で電子申請ができる行政手続きは次の六つ。今後利用できるサービスを増やしていきます。なお、の申請には電子証明書が必要です。詳しくは問い合わせを。

「はり・きゅう・マッサージ

若宮小と桂萱小に児童クラブを開設 2施設で指導員募ります

来月一月五日 に若宮小・桂萱小内に児童クラブを開設するため、次のとおり保育士資格などのある指導員を募集します。十月十二日 に面接を実施。勤務条件などは問い合わせてください。

対象「昭和三十年四月二日以降に生まれ、心身共に健康で、保育士、小中学校・高校・幼稚園教諭いずれかの資格がある人、四人（選考） 試験案内などの配布」

温かい浄財を 赤い羽根共同募金に

十月一日 から赤い羽根共同募金運動が始まります。昨年は、2,934万3,572円もの浄財が寄せられました。これらは県や市内の社会福祉施設・団体に配分され、有効に活用されています。

今年も、各町内の役員などが各家庭へ募金に伺うほか、学校や職場などでも募金活動を実施。ぜひ、ご協力ください。

街頭募金

期日 = 10月1日 ~ 4日 会場 = JR前橋駅、中央通りなど...問い合わせは生活課 890-6237へ。

9月16日 から市役所児童家庭課へ。郵送の場合は九十円切手を張ったあて先明記の返信用封筒を同封し市役所児童家庭課 公設児童クラブ試験係へ 申し込み「9月30日（必着）までに所定の申込用紙に記入し市役所児童家庭課（890-6277）へ郵送または直接

中央公民館で文化祭

歌や踊りに落語の寄席も

中央公民館文化祭を開催します。作品展示や歌、踊りなどの舞台発表のほか、落語寄席もあります。

日時「10月15日、17日、午前9時30分、午後5時（17日は午前9時〜午後3時） 内容「作品展示 書道、美術、陶芸 七宝、短歌、俳句、木彫り、山

野草、切り絵、華道、押し花、小学生書画など 催し 料理、茶道、囲碁、舞台発表、歌謡、民謡、合唱、詩吟、カラオケ、社交ダンス、フラダンスなど 特別企画 15日 午後1時30分：立川談之助独演会

問い合わせは中央公民館 223-3818へ。

グリーンドームで表彰

消費生活展を十一月三日、グリーンドーム前橋で開催。このイベントで紹介する「消費生活川柳」を募集します。入賞者は当日会場で表彰しますので、奮って応募ください。皆さんの力作をお待ちしています。

内容「悪質商法、衣・食・住生活、環境問題、リサイクルなど

消費生活に関する川柳 申し込み「10月3日（必着）までに八力まで、川柳（一人三句まで）、住所・氏名（ふりがな）・年齢（学校名・学年）・電話番号を明記し、〒371-0022前橋市千代田町二丁目五五・消費生活センター「消費生活川柳係」へ 30-1755へ

出前講座に 裁判員制度

「それいけ！まえばし出前講座」に「ご存知ですか？裁判員制度」が加わります。検事が講師となり、裁判員制度の概要などを説明。ぜひ、ご利用ください。

裁判員制度は、国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人、傷害致死などの重大な刑事裁判

を裁判官とともに裁判する制度を裁判官とともに裁判する制度平成二十一年五月までにスタートします。

開催時間「午前9時〜午後9時の二時間以内 会場」申込者が市内で用意 対象「おおむね十人以上のグループ 申し込み「前橋地方検察庁 235-7819へ